



す。個々の農家あるいは農家が共同してそういう施設を導入するというふうな所要資金に対して融通をするということで、運用してきておるわけであり。系統金融のほうは、大体事業なり生活に関する資金ということで、従来は短期の経営資金なりあるいは生活資金を貸し付けておる。もちろん、それぞれの、いま言いましたような資金の境界というものは、必ずしも明確でない点もございまして、従来から交通整理問題というのがありますが、ほぼそういう融通分野というふうなことで、現在まで運用をいたしておるわけであり。昨日も申し上げましたけれども、今回新しく中期運転資金を取り入れたのは、従来の施設あるいは家畜その他について、いわゆる施設資金を貸し出しておりましたが、それは主として施設の新設に要する資金、あるいは家畜の導入に要する資金のみを貸し出しておる、こういう関係になっております。ところが、御案内のように、果樹園を造成する、あるいは家畜を導入いたしましたも、その後一定期間育成に要する資金が要るわけであり。従来の経過を見ますと、そういう育成に要する中期的な資金を、導入資金とあわせて貸し出しませんでした、固定資産の増加あるいはその形成が十分にいかないといったような面が出てまいりましたので、御提案をいたしております。そういうふうな趣旨で改正を予定いたしております。

○足鹿委員 それなら一つ伺いますが、本改正法がかりに成立いたしましたならば、個人施設が六分、共同施設が七分と、それぞれわずかに五厘の金利引き下げが行なわれることになるわけですね。現状からいって、六分の金利が純粋な農業収益から返済し得るとあなた方は考えておるのですか。あとで私は農地金融等について具体的な例を申し上げますが、一体農林省は、現在の農業経営でどの程度の金利水準なら農家が負担にたえられと考えておいでになるか。もっと掘り下げて検

討してもらわなければならないと思う。いままで長期資金の場合、補助をもらうのは全部六分五厘ですね。そうすると、十六、七年年賦で元金と同額になるのです。あとで具体的な数字を申し上げますが、そういう元金、金利、そういうものが農業収益の中から生み出されるかどうかという問題なんです。まあ、これは常識をもってしては生み出されるはずはないです。特に価格が不安定な際は、そのことは私は申し上げても言い過ぎじゃないと思う。私も、この間、全国の出かせぎ農家の総決起大会を東京で二月二十二日開き、三月十三日には大阪で西日本の総決起大会を開きました。その出かせぎ農民が一律に出かせぎの理由について体験を発表しておることを申し上げますと、出かせぎの最大の理由は借金の返済のためというものが圧倒的なんです。借りた金を農業で戻せぬ。だから出かせぎをしてそれを戻す。こういう矛盾した話がありますか。いかに農業経営の実態に金利が高過ぎるか。制度金融においていかに。いかに、農協金融のようなコストの高いものにつきましては返せる道理がないです。だから出かせぎが激増してくるのです。そのことをあなた方は知っておられますか。現在まであなた方は知っておられることは、企業としての農業、もうかる農業ということとをスローガンにして指導しておいでになったと思うのですが、全く夢物語りなんですね。もつと財政金融面から農業の特殊性というものを考えて、方途を考えられる必要に段階に私はきておると思う。農業の構造改善よりも、金融の構造改善をあなた方ももっとやる必要があると思う。出かせぎのおもなる理由は、さっき述べましたように、借金の返済、生活費の補給、その次が教育費の問題なんです。何も出かせぎをして金もうけをしてぜいたくをしようになんというものではないです。しかも夫婦共働き、夫婦とも比較的農閑期に出かせぎをしておる事例は、この間もその家族から体験発表がありました。あとは中学校のかしら子が、七十、八十のおじいさん、おばあさんのどちらかと、その幼い子供たちと一緒に薄暗い電灯

のところで、ろくな食事もとれないというふうな実情なんです。これは明らかに、もうかる農業だとか、あるいは農業近代化だとか、いかに聞いているとりっぱな題目ですけれども、現実には近代化も農民の所得につながってこないというところを物語っておる。いんや、もうかる農業だとか企業としての農業などということももう夢です。そういう事態をふまえてあなた方ももっと真剣に考えていかなければならないと思うのです。少なくとも近代化資金を返済する、その他の借金を返済するために農民が出かせぎをしなければならぬという、これが農基法制定下における農村の実態じゃありませんか。そのことをふまえて、あなたたちは金融そのものの構造改善をもつと踏み込んで検討される必要がありはしないか。この出かせぎの問題は、矛盾を通り越して残酷物語りです。人道的な面から、社会的な面から、単にこれは農民の出かせぎ問題として等閑視することはできないです。その理由が少なくとも借金だということが明確になっておる以上は、当然そういう面について措置が講じられなければならぬと思ひますが、これは政策上の問題でありますので、政務次官にひとつ政府の御所見をこの際承っておきたいと思う。何らかの措置を講じられなければならぬ段階だと私は思うのです。

○飯谷政府委員 出かせぎの問題が、一つの社会問題としていたまいへん重要な問題であることは申し上げるまでもないのであります。ただ、出かせぎの実情というものが、たとえば私どもの出身の南のほう、西日本関係では比較的少ないのであります。これは年間通して大体それ就業いたしておるわけでありまして、やはり東北方面の冬季の時期、いわゆる農業としての農閑期、そういう時期が特に利用されておることは御承知のとおりであります。ただ、その実態そのものを見ますと、全部が全部は借金の支払いのためにということはないと思ひますけれども、やはり農業の現金収入が比較的少ないということで、現金を得ることによって借金の返済に充てるといふような面

は確かにあると思うのでありまして、そういう観点から、農業の一般的な問題としては、冬の期間の雇用拡大あるいはまた事業の増大ということによって、いわゆる出かせぎをする必要のない環境をつくり上げていくことも、一つの大きな問題ではないかと思ひます。ただ、金融の問題ですべてが解決つくとは思ひませんけれども、確かに、金利その他の面で農民に大きな負担をかけておる面もあることは間違いないと思ひます。そういう面ですでに低金利で農業資金を貸し出すということとは、われわれも考えなければならぬし、それを理想としておるべきです。そういう意味で、三分五厘資金というものが先年創設をいたしてやっておりますが、ただ、単独の事業の場合と補助融資の場合とは、若干そこを開きができておることも事実でありまして、こういう問題は金融全体の構想でひとつ十分に検討しなければならぬということも、先生のお説のとおり、われわれも十分承知をいたしておるわけであり。なお、金融の問題につきましても、局長からも答弁させることにいたします。

○足鹿委員 次官に申し上げますが、農林金融制度全体の問題については、これからまたいろいろ各論的に申し上げますが、いまあらわれておる実態というものは、農業で借金が返せない状態になっておる、それを出かせぎでまかなうという、こういう顕著な矛盾というものが、悲劇というものが全然ノータッチであってはいけません。法律が生きておる限り、その運用なり指導なりで活用して、そういう矛盾をどう解消していくか、やってみてどうしてもそれが行政手段や運営の問題では片がつかぬという場合には、これは私は何らかの法的な措置が必要になってくると思うのです。だから、少なくとも現実にはあらわれておる、この百万といわれ、あるいは人によっては百五十万といわれる出かせぎ農民、その人々が借金を返すために出かせぎをしておるのだという実態に対して、労働省だけが職安行政を通じていろいろ心配をしたり、われわれ民間の者がその意向をとり

まとめで非常な犠牲と努力を払って、ようやく世論の面を取り上げるようになってきたと私は思うのです。労働省といえども、賃金不払い問題等については、建設省と協力して、この関係者を集めて、下請と元請との賃金不払いに対する責任関係、この問題についても説示を行なっておられ、また、そういうことのないような行政指導も手をつけ始めておられるのです。農林省はそういうことに對して何らの行政的な対策も考えておられない。私は経営全体の面から論ずるのはあとで申し上げますが、そこにあつておる悲惨な現実というものに、あなた方は行政手段としてどう対処されるようとしておるか。少なくともこれに對しては、あなた方はいままでも知らぬはずはないと思うのです。知っておてやらなかったならば怠慢であるし、知らなければ、その実態を調べて何らかの対策を講ずる、善処するというくらしいの答弁を私は欲しております。この点いかがでありますか。

の間にアンバランスがあるということになれば、それは金利の問題であるかどうかという問題も十分に検討しなければならぬと思うのです。いずれにしても、農業の立場からそういった面は十分に検討し、善処しなければならぬことは当然であり、一日も早く農業者がいわゆる借金のために出かせぎをしなきゃならぬという事態を解消することについては、これは大きな農業問題でもあり、政治問題でもあり、努力しなければならぬことは当然であると思います。

は期待しております。くだいようですけれども……。

悲慘な問題を一つの例にしておるのであります。その実態をあなた方が把握されれば、これはたいへんたいへんということにならざるを得ないと思うのです。だから、まず実態を農林省自身としてはお調べになる必要があると思います。現在の確に把握しておられないでしよう、いわゆる出かせぎ農民の問題に對して。これは各局にまたがるたいへんな問題なのです。だから、少なくともその実態を把握され、出かせぎの原因について、私が指摘しておいたことの正当性を認めなければ、これは当然何らかの措置を講じてやらなければならぬということになると思うけれども、あなた方自体がまだそこまで手が伸びておられぬところから、いわゆる次官の抽象的な答弁にならざるを得ないんじゃないか。私はあなたの御答弁を好意的に受け取りますが、少なくとも大前提として、その実態を把握するだけの努力をなさておられますか。おられないならば、それを御調査になって、そして今後その実情に基づいて対策を講じたい、検討したい、こういうことであれば、私はこの問題であまり時間を費やしたくありませんから、先へ進みますが、いまの答弁では私はどうしても納得がいけないのです。

○仮谷政府委員 借金を返すために出かせぎに行くということですから、出かせぎの問題と農業の借金の問題ですが、これはもちろん大いに関連しておりますが、そういう面からも解決をつけていかなければならぬことは確かでありまして、ただ、なぜ百姓は借金をするかと、近代化を進めていききたいという考え方のもとに、かくかくの資金を借りたという申し込みがあり、それに基づいて資金を貸し付けておる。その申し込みのいわゆる計画が十分に完全なものであれば、必ずしもその借金の支払いが出かせぎにまたなきやならぬということはないはずだ、これは理論的な問題でありまして、そういうことも考えられる。そうすると、その借金の貸し方自体が、あるいは計画自体が、もう少し真剣に討議されなきゃいかぬ問題ではないか。そういう問題についての指導といえますか。そういう面も確かに欠ける面があるんじゃないか。そういうふうな基本問題をまず考えなきゃならぬ。そうして現実計画どおりやっても、なおかつ農業収入と支払いと

○足鹿委員 あなたは御答弁を聞いておりますと、何か百姓が返すめどない借金をしたようにもとれるのですが、それはいままでもあなた方が制度金融なりその他の金融指導をやられて、法の運用をされていかれたこと自体間違ひがあつたという告白にも一面なると思うのです。私はそれを責めようとしておるのじゃないのです。適正な貸し出しが行なわれたと前提をして、それが戻せないということは、農業が破滅的な状態になつてきておるからなんです。これは容易な政策では問題は解決つかぬと思う。だから、まず当面出かせぎの百万、百五十万の人間の大部分が借金返済のために出かせぎをしておるといふ事態というものを農林省はどう把握し、これをどう対処されるか。少なくとも何らかの施策というものを、労働省や建設省と十分相談をされるまでもなく、農林省自身として取り上げていかなければならぬことではないか。次官、私はそのことを一つの事例として申し上げておるのです。だから、その根本論は根本論としてまたやりますが、そのことに對して、何か借金して戻せない、それは借金した者が無理があつたんじゃないかというふうにとれるような御答弁は、私自身非常に心外に思うのです。よ。役人ならともかく、民意を代表して、長いことお互いに農林行政に国会の立場から参与しておる次官が、いまの御答弁をもつていいとお考えになると私は思ふが、あまり横のほうからいろいろなことをつぎ込まれないように、あなた自身の判断に基づいた、思い切った何らかの御答弁を私

○仮谷政府委員 率直に申し上げますが、確かに農民が借金に苦しむために出かせぎをしなればならぬという人もあると思います。ただし、その系統の金を借りて、そうしてりつぱに成功して、それで十分やつておる農民もあることは事実であります。この点は足鹿先生も御理解いただけたらと思うのでありますが、ただ、一体その借金がどういう性質の借金なのかという問題にもさかのぼって考えなきゃならぬと思います。系統資金が貸し出しが悪いのか、また政府のやり方が悪いからそういうふうになつたのか、あるいは借金そのものがどういう形の借金であるかという問題にも、考え方によれば根本的にメスを入れてやらなければならぬ問題もあると思うのであります。たとえば、近代化資金等は三十六年から始めまして、率直に言つて、滞納は三〇程度でありまして、これはほかの金融機関の貸し付けたものと比較して、必ずしも高い滞納率ではないので、これはむしろ四、五年くらいの期間でありますけれども、現実の問題としてそういう数字もあらわれおるのであります。したがって、そういう系統資金の貸し出し等によりまして、さらに償還ができない者に対するいままでの対策としては、借金の肩がわりするためのいわゆる自創資金の貸し付けといったような問題もございまして、あるいは特別に償還条件を緩和するといったような方法も講じてはおりますけれども、そういう面が十分に行き渡らず、なおかつ先生がおっしゃるような事態があるとするならば、そういう問題については十分に検討をして善処するようにせなければならぬという考え方については、私も全く同感である、こういうふうな申し上げるより道はないんじゃないかと思ひます。とにかく善処し努力するということについては、先生のおっしゃると思ひの気持ちでおることを御理解いただきたいと思ひるのであります。

○足鹿委員 私は、具体的にあらわれておる一番

○仮谷政府委員 よくわかりました。そういう実態の把握も十分できていない点も確かにあると思ひますから、実態をよく調査いたします。そうしてそれに基づいて善処いたします。

○足鹿委員 それでは先へ進みますが、特に最近地方財政が窮乏してきておまして、県によって近代化資金の融資ワタを政策的に低く押える傾向の県も出てきております。今後さらにこの傾向は強まっていくものではないかと私は心配しております。国の利子補給率というものは、もっと御配慮になる必要があるのではないかと思ひますが、この点いかがでしょうか。

○足鹿委員 私は、具体的にあらわれておる一番

近代化資金についての政府の姿勢がきわめてあいまいなために、先ほどの例とは別に、県によって

は、県や市町村が単独で利子補給をさらに上乗せして行っているところもあります。また、融資対象にも各県が各個のばらばらの基準、たとえば耕うん機については、耕地面積が幾らの面積以上のものでなければならぬというようなものをつくって、そして、それ以下のものには貸し出しを抑えるという地域もございいます。地域の実情に応じて弾力性を持たせること自体は、私は悪いとは言いませんが、低いほうに押える弾力性を持たれることは、これは困るわけなのです。しかし、それは地方自治体が財政的に窮乏しているから、本意ではないかもしれぬが、やはりそういうふうにして抑制をしなければならぬ実情にあることから、同じ農民でありながら、財政力の豊かなところの農民と、財政力の貧弱なところの農民が、政策的に一つの制度として打ち出されたこの資金が借りられる、借れないとか、あるいはそれが借りたくても借りられなくて、また借りてもなかなか戻せないとかというふうに、県によってアンバランスがあるということは、これは一つの制度の弾力的運営という面から出てくる当然のことだとは思いますが、府県自体が同じ水準にない限りは、国自身がもっと資金に対する責任の所在というものを明確にされる必要があるのではないかと。つまり、金利補給の問題に対して対処されるならば、この弊害はある程度緩和されるのではないかと。そういう点についてどうですか、御検討になっておりますか。

○森本政府委員 近代化資金と地方財政、地方負担の問題でございいますが、私もいま見ておりますところでは、全般的にいつて、地方財政負担が近代化資金の貸し出しをしなく抑制しておるといふふうにも見られないわけにございいます。ただ、地方あるいは地方公共団体によりましては、先ほど御指摘がございましたように、単に近代化資金のワタ内での負担のみでなしに、県自体として、あるいはいわゆる県単の融資事業をやる、あるいは数県においては利子を上乗せして補給をし

ておるといったようなことで、そういうものを含めると、かなりの財政負担になっておるといふような実情は見受けられるわけでありまして。近代化資金のみというところかしのすけれども、近代化資金の、基本法でやっておりまして、その、それに基づく直接的な地方の負担というものを見てまいりますと、大体全国おしなべて、農業行政費の約五割くらいになっておるわけにございいます。そういう点を考えますれば、現在の段階においては、地方財政のネックが近代化資金の貸し出しを総体としてそれほど抑制しているというふうにも実は見られないのであります。ただ、御案内のように、近代化資金のワタが漸次ふえてまいりますと、それにつれて利子補給の所要額も増加してまいりまして、それから出資に対する地方公共団体の負担もそれにつれて増加をいたしてまいります。したがって、将来の問題としては、そういうふうに加えてまいりますと、地方財政が必ずしも良好な方向に向かっているという趨勢と考へ合わせますと、あるいはその点が近代化資金の遂行上一つのネックになるというふうなこともあり得るかというふうに思っておるわけにございいます。四十一年度から、たびたび申し上げますように、基金協会に対してリスクを負担する保険制度ができるということで、地方の出資額が従来のペースほど増加する必要がなくなつてまいります。一例をあげますと、四十一年度の試算でありますと、従来の方式でまいりますれば、出資に要する地方公共団体の負担が約八億ぐらいのぼるわけですが、今回のような改正制度ということになりますと二億程度で済むわけにございいます。また、この負担額も、両三年ぐらゐれば、ほとんど地方の出資を必要としないというふうな見通しになっております。そういう関係からいいますと、出資額に対する地方公共団体の負担というものは、今回の制度改正でかなり軽減されるということになるわけにございいます。地方公共団体に對しまして、そういった地方財政の窮乏というふうなことからネックがまいらないように、そ

ういう点からも実は配慮いたしております。それから第二点の、地方公共団体のほうで、近代化資金の貸し出しに地方限りの基準を設けてやっておる、こういうことも多少私どもは承知をいたしております。ただ、現在のところでは、それは地方公共団体が財政が苦しいからそういう基準を設けているということでも必ずしもない。いわゆる地方的な事情から、地方行政の一つの運用上の目的な指導方針なりということから、基準を設けておるところが多いようにございいます。ただ、これにつきましても、実態をこまかく検討すれば、あるいは足鹿先生の御指摘のように、近代化資金の貸し出しに対して制約の条件になつておるということが絶無であるとも言切れないと思ひますので、そういう点も十分実情を調査して、支障がある場合には、指導を十分行ないたい、そういうふうに思っております。

○足鹿委員 絶無ではないなんて、そんななまやさしいものではない。何を言っているのです。あなた方は知っておいて、知らぬふりをする。絶無ではないというふうな、そういう答弁はただだけしません。そういう答弁はそっくり返上します。よ。しかも、これに何ほ、これに何ほというふうな、みんないろいろなワタがぎめてあるのです。あるワタには殺倒していき、それで足らなくな。あるワタはなかなかそれに達しないというふうな矛盾もあるのです。これはこの制度ができて一年目ぐらゐからもう出てきているのです。局長、あなたは転々と役職をかわっておられるが、三重県の経済部長をしておたでしやう。保険課長から経済部長にいられたが、あなたはそんなことがわからぬですか。何言っているのですか。いまの答弁はそっくり返上するから、答弁し直してください。

○森本政府委員 私が申し上げましたのは、あるいは表現が悪くて、誤解を生じたかもしれないが、各府県で基準を設けて貸し出しておるといのは、私の聞いておるところでは、財政の負担が苦しいから、それをしほめるために基準を設けてお

るといふふうなことでは必ずしもないようだ。要するに、県の行政の一つの指導の方針として、こういうふうなもののほうに貸し出しを促進したほうがいい、たとえば農機具にしてみれば、こういう種類のものが貸し出しの対象として適当だといふようなことについて、一例でございいますが、そういう関係でや指導的な基準を設けておる点が多いのではないかと。財政負担が苦しいから、それをしほめるために、基準を設けて融資ワタをしほつておるといふ関係は、案外少ないのではないかと。足鹿先生のは、それが大部分だとあるいは言われるのかもしれませんが、私が申し上げたわけにございまして、そういうことを申し上げたわけにございまして、地方の実情に応じて行政の指導面がある程度弾力性を帯びて行なわれることは、これはやむを得ないといひますか、ある意味では当然のこととありますが、それが近代化資金の貸し出しを極端に制限するような形であるなら、先ほど申し上げましたように、十分指導を加えたい、こういうふうな申し上げておるわけにございいます。

○足鹿委員 私は、財政が苦しいから制限を加えておるといふ質問をしたつもりではないのです。ただ、実態がそういうふうになっておる。それは結局、近代化資金の窓口が農協になっておる。御承知のように、相当長期にわたって返していき。農協の理事の任期は三年ですね。だから、三年の理事が受け判をして六年も先の、自分の任期が切れた先までその責任を負うことはいやだから、どうしてもこれは押えるようになるのです。そういう面からくる矛盾もあるのです。いろいろなものが累積しているのです。だから、そういう点については、私は、農協を窓口にしたこの近代化資金というものの矛盾をそろそろ別換していかなければならぬ、そういうふうに思っておりますが、とにかくそういう実情を調べて対処するということですから、十分ひとつこの点は御善処を願つておきたいと思ひます。——うなづいておられるから、やつてもらえるものとして、先に進み

ます。

ここで一つ例を申し上げます。これから具体的なものを一つ申し上げますが、農家の借入れ金について、最近ある県で、代表的な農家の負債状況というものを調査したものがあつて、これはなかなか示唆に富んだものが出てきておる。それを御参考までに申し上げますと、農家の借入れ金の内容は、公庫資金が七・九％、いいですか。さつき次官は、非常に公庫資金の需要が増大したといったような答弁をして喜んでおられたが、これは七・九％ですよ。これは貧農の場合だろふと思う。それ以外の近代化資金が五・七％、その五・七％の中の近代化資金が五・二％だから、近代化資金を相当その面では農家が借りておるといふことが言えますが、あとで二つの問題がある。県信連の転貸資金というものが一・六％で、その次の単協プロローの資金というものが三・四・八％あるのです。これが問題なんです。この単協資金、近代化資金を合せて八・六％を占めておる。しかも担保物件のほとんどが公庫資金に先取りされるのです。したがって、単協プロローの資金というものは、短期なものにもなるわけがあります。ほとんど信用貸し付けなんです。そこで、単協プロロー資金が利息の面からいくと、大体一割で三・四・八％、まあ四〇％の者が一割前後の資金を借りざるを得ないということになっておるのです。ですから、短期営農資金というようなことに、何かもっと検討の余地がある。私は指摘しておきたいのですが、私もそれをあまり深く検討する実績がまだありませんから、どうしたらいいかということについては申し上げませんが、なぜそういうふうな単協プロロー資金の利用率が高いかという、手続が簡単で、早く借りれるということ。農協の融資にもいろいろ問題がありますけれども、歩み、両建てなんというものはありませんからね。その点は、農協は営利追求機関ではありませんから、いい面があるわけなんです。いずれにしても、いまの短期営農資金というものは非常に金利が高つく。そ

れは償却についてとても苦勞せざるを得ないことになっておると思うのです。そこで、単協プロロー資金への依存度の高いものは何かということ。その調査は言っておるのですが、養豚とか養鶏などです。この単協プロローのものはほとんど養豚とか養鶏なんです。公庫資金などを借りておるものは、和牛、果樹というふうなもの比較的多い。つまり、養豚、養鶏農家は高い利子で借金をしておるという実態があらわれておる。ところが、これが非常に価格が不安定なものであるために、最近あなた方の近代化資金の代位弁済がござる県の信用保証協会に相当あらわれてきておる。私もある県で調べてみたが、いま代位弁済を迫られておるものはほとんどが養豚と養鶏ですよ。これはあなたも知っておるでしょう。つまり、あなた方が奨励した選択の拡大の線に沿ったものが、一番返済が困難となつて、代位弁済を余儀なくされておる段階がきておる。これが実態なんです。養豚、養鶏を基幹とする農家はなぜ困るかという、飼料と子畜のためにほとんどその運転資金をとられる。特に最近の飼料高は目に余るものがある。どんどん上がつていきまふ。これにも問題がありますが、それは別の機会にたまたまとして、検討することとして、ほとんどこの購入飼料に依存したり、いわゆる営農団地方式になっておるから、子畜をどこからでも高い値段で買ってこなければならぬ、その資金に多く使われておる。ということ。経営が一番不安定なこの作目が一番金利の高いものを借りて、ますます不利な状態に置かれておるといふことなんです。今回の改正で運転資金が曲がりなりにも新設されたことは、一歩前進だと私は思います。そこで、伺いますが、養豚は今度の場合入っておりますか。

○森本政府委員 昨日も御答弁申し上げたのですが、今回運転資金といふは、中期の運転資金を入れましたのは、先ほど来も申し上げましたけれども、果樹と家畜の育成に要する資金ということで、資本を投下するにも数年を要する、また回収にも数年を要するといったような形の資金を、実は新しく加えることにしたわけでござります。養豚、養鶏の関係は、従来から鶏舎でありまして、か、あるいは豚舎でありまして、こういう施設関係は、当然近代化資金を利用することができそうなのですが、今回は豚の関係では種豚の育成、運転資金が大体短期でありまして、一年以内に回収されるという性質でありまして、一年以内に回収されるという性質でありまして、一応金融の性質としては中期資金というわけにはいかないというので、今回の改正では見送りになっております。

○足鹿委員 今回の改正に含まれておるという、次に考えられます。いま言ったような矛盾があるから、短期のものだから、今度中期運転資金というものは入らない。あなた方がいふゆる運転の拡大を奨励しておられるものについて、そういう画一的な原則を押し当てることと自身が、私は間違ひではないかと思ふのです。これはなるべく近い将来に検討されますか。要するに、この即物的な金融の原則で、農家経営全体としての総合的な考え方というものが、い。そこからくる矛盾じゃないですか。これは学者もみんな指摘しています。あなた方は部分的な各品目別にばかり見るけれども、やっておる農家は一つなんです。もつと総合的な、いわゆる農家経営というもので、養豚なり養鶏というものがあつて、まだほかにもあるのです。だから、そういういわゆる即物的な、部分的な考え方ではなしに、経営全体として総合的にとらえていくという観点から検討される用意がありますか。これは仮合さんひとつ、政策上の問題です。

○森本政府委員 確かに、御指摘の点は、現在の金融制度を検討する際のきわめて大きな課題であらうと思ふわけです。現在の金融制度は、先ほど来御指摘がありましたように、資金の性質なり、あるいは長期である、短期であるといったようなことで編成されてきておる。これもまた一つの考え方ではあると思うのです。といひますのは、やはり長期資金ということになりますと、資金を融通してから回収するまでにきわめて不安定な要素がある。その間にいろいろな条件の変化もありまふ。そういう形で、やはり最も資金の融通が困難な部分ということに一般的にはなつてくるわけでありまして。そういう観点から、主として長期資金に対して制度金融の分野を広げてきたという経緯は、やはり一つの考え方ではあると思ひます。ただ御指摘のように経営全体を総合してみ、農家がどういふ借入れの状態であり、それに対してどういふ借入れの状態ですべきかということについては、先ほど御指摘がありましたように、学識経験者の中にもそういう指摘をする人も数多くおられるわけでありまして。しかし、その問題は、農業金融政策としてもきわめて基本的な問題に属するわけでござります。われわれとしても、将来はそういう方向の問題について十分検討を深めていきたいと思つております。

○足鹿委員 建物は制度金融の対象にする。鶏が本尊なんですよ。それで卵を生むのは鶏なんです。それにえさを与えねば、これは養鶏経営にならないです。どうもあなたの方のやっておることは小刻み過ぎて、もつと太い線での総合的に問題を処理されることを考えられないとおかしいです。御本尊は鶏なんです。鶏そのものの肉をつくること、豚が子を生むんだ。豚そのものの肉をつくること、鶏が子を生むんだ。だから、将来なんということを言わず、即刻、これは早急にこの体系について検討を加えて対処する、こういう決意を、ひとつと政務次官、どうですか。

○飯谷政府委員 御承知のように、近代化資金が施設資金、長期資金として出発したわけでありまして、この中期の運転資金の問題にしまして、委員会でもいふ議論をされた問題でありまして、せめてこの中期の運転資金だけでも何とかということ、ずいぶん大膽省と折衝をやったわけでありまして。いまの先生のおっしゃる問題も、確かにその個々の問題をつかまえますと、た

とえば鶏の施設は近代化資金で借りて、それから今度は運搬資金は別の資金でまた借りるというふうな矛盾もあるし、農家全体の総合的な運営の面から考えてみると、基本的な問題で確かにそのことはあるわけです。われわれもできればそこまで進めたいという気持ちを持っておいたわけですが、近代化資金という一つの性質からいろいろ問題を検討してきまして、今日ようやくたいてい提案しているところまでこぎつけてまいりましたわけでありまして、したがって、たいていの問題は、一つの基本的な問題として今後十分に検討せねばならぬ問題だということは、先ほど局長から申し上げたとおりであります。いま直ちにこれを検討を始めて実施しますということになりますと、これはなかなかわれわれも率直にたていま申し上げるわけにもまいらぬのであります。しかし、基本的な問題として今後十分に検討するというところで、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○足鹿委員 納得をいたしません、押し問答になりそうですから、これ以上申し上げませんが、十分配慮されたいと思ひます。この点は強く御要望申し上げておきたい。

次に、いよいよ近代化資金が償還期を迎えるわけですね。先ほどちょっと触れましたが、この問題について、少しお尋ねをしてみたいと思ひます。今日まであなた方は近代化資金の延滞について調べておられますか。四十年からの償還が一番多いと思ひます。またそうしたいむずかしい問題ではないと思ひます。それから代位弁済の大体の実態はどのように把握をしておられますか。

○森本政府委員 延滞の状況でございますが、延滞の状況は、償還期を過ぎまして一年を経過したものは、昭和三十七年、三十八年の年度のものについて見てみますと、平均をいたしますと約三割というふうな状況でございます。

それから代位弁済であります。代位弁済のほうは、実は先ほど御指摘がございましたように、制度が充足をいたしまして、履行期が、御案内の

ように据え置き期間があるわけですから、まだ本格的に到来をしていないといったような状況もございまして、代位弁済額としてはそれほど多いわけではございません。昭和三十三年に代位弁済をいたしましたのが全国で約三百三十万円、それから三十九年が千百万円というふうなことでございます。

○足鹿委員 県の農業信用保証協会があまり代位弁済をかかへ込まないというところは、一面いいことだろと思うのですけれども、一面はなるべくその責任を回避するような運営がなされておるといふことも、また一面の真実だろと私は思ふのです。だから、開店休業状態である。それはけっこうと言えなければいけません。一面どこへそのしわが寄つておるかということこれから申し上げましよう。

延滞額の数字は、あなた方はまあたいして痛くもかゆくもないわけですね。これは農協が責任を持っておるのだし、それから信用保証協会が責任を持っておる。政府自身は、これはいまのところたいして痛くもかゆくもないから、そういうことになると思ふのですが、延滞額の数字というものはわからぬですよ。代位弁済までいく過程でわからなくなつておる。農協の取り扱いがみなまちまちですから、その農協の運営によつてみな違つておると思ふのです。個々のケースが出ておる。厳格に延滞として処理して罰則的な高金利を課したり、あるいは農協プロパーの貸し付けとして形式的に延滞としなかつたり、そういうことをみんなやっておるのです。だから、代位弁済がいま言われたような少額にとどまつておるといふことが一面言えると思ふのです。農協だつて社会事業じゃありませんから、これは私はやむを得ないと思ひます。そこに農協を窓口にしたあなた方の一つのねらいがあると思ふのです。政府は利子補給してふところ手をしておる。これはこの資金制度ができる当時からわれわれが指摘したとおりで、非常に問題がある。私の見たところによりまして、約定償還額の約一割、六、七億だろと思ふ

のですが、これがいま言ったような罰則的な高金利を課せられたり、農協プロパーの貸し付けという形式で、一応片をつけたらしておるのではないかと思ふのです。ですから、これはなかなか調査は困難だろと思ひますが、問題だと思ふのです。これからこれはもっと深刻になりますよ。その点について、あなた方は最善の努力を払つてこれに対処してもらいたいと思ふのです。特にこの償還期間が集中する本年から三十九年というものは、ぐんぐんそれは上昇していくと思ふのです。いままではきつめて軽微であつたと思ふのです。そういう意味において、これは重大な時期を迎えると思ふのですが、契約どおりに償還すれば、生活ができなくなるか、あるいは生活を極度に切り下げていかなければならぬ。それができぬとするならば、経営を縮小して財産を処分するかという事態が出てくるのです。農家としては命取りですよ。そういう重大な危機が出てくると私は思ふ。もう現にあらわれておるのです。数字はここに持つておられますけれども、あなた方もそれくらいのことば資料を持つておると思ひますから、あとで時間があれば私はお目にかけてもいいと思ふのです。

この原因を考えてみますと、農政全体のしわ寄せ、つまり、劣悪な生産構造といひますが、そして不安定な価格、体系のない機械化といふようなことについて、あなた方はもっと真剣に考えなければならぬ段階がきたと思ひます。いわゆる安上がりな金融農政、金融が独走していくといふ強引な近代化政策といふものは、ここ三十九年間の約定償還期がくるときに、一つの破綻があらわれると思ひます。これは私の想定でありまして、私は私に思ふのです。そういう事態が起きる心配が多分にある。私はそう思ふのです。

そこで、延滞は弱体な部門にあらわれてくる傾向がありまして、畜産と協業、これは多額の運転資金を必要としておりますし、また零細農や少額借り入れよりも、規模拡大をはかろうとした中規模の意欲的な農家の上に、この傾向があらわれて

くと思ふのです。いわゆる金融農政に忠実な農家は、この傾向が強くあらわれてくると思ふのです。借りたものは返さなければならぬといふことは、農家だつて知つております。だけれども、実態がいま言ったような状況であれば、生活を詰めるか、経営を縮小するか、投げ出すか、処分して約定償還をしていかなければならぬ重大な事態になると思ふのです。それは、そのことを考えないでやつた農家は一人もないと思ひけれども、いま言ったように、体系のない近代化、機械化、不安定な価格、そういうものからそこしわがあらわれてくると思ふのです。農業近代化資金の償還延期の問題について検討される用意はありますか。五年据え置き三十年償還、金利三分五厘程度の、経営再建資金でも私は言ひたいのですが、そういうものを検討、新設される用意はありますか。そして三百万円くらいを限度に、旧債を一括して切りかえるようなことを考えてみたらどうか。あるいは、この点答えてもらいたいのですが、逆に公庫資金の返済を一時延期して、そして農協プロパーの金利の高いものをまず始末する、そして農家経営を築いていく、こういうことも考えられると思ふのですが、そのどちらかを考えてもらわなければ、私はそれに対処する道はないと思ふのです。これは土地改良資金といふのも一緒です。あとで土地改良の問題について触れますが、どうですか、その点について。

○森本政府委員 確かに、近代化資金につきましては、御指摘になりました延滞の状況、あるいは代位弁済の状況は、ほぼそういう実態にあるのではないかとはいふに思つております。確かに率としては、まだ本格的な償還期に来ておりませんから、そう大きな率を実績としては示しておりませんけれども、本格的な償還期を迎えつつある現在、あるいは今後においては、その問題を真剣に考えなければいかぬといふふうに思ひます。今回の改正でも、そういうふうなことを考えまして、保証制度の整備拡充を主要な改正の眼目にしておるわけでございます。つまり、一つは、基金協会のほう

で、先ほど言われましたように、農協側でも延滞があつて直ちに代弁に持ち込まないといったような傾向がありますとともに、受けまうところの基金協会でも、必ずしも制度的に完備した状態ではないというふうにも思つておるわけです。そういう点を今回基金協会側の体制を整備しようということとでございす。なお補足して申し上げますれば、いままで基金協会のほうで延滞がありまして、あるいは代弁を申し込まれまして、容易に代弁に應じられないといったような形になつておつたのではないかと。たとえば、代弁をします際には、基金を取りくずして代位弁済をしなければならぬ。ところが、その基金は、基金協会の運営費のファンドになつておるといったこと、あるいは保証倍率のものになつておるといったようなことから、なかなか基金を取りくずして代位弁済がしにくいような仕組みになつておつたのではないかと。その点を今回中央の保険によつてリスクをカバーし、もう一つは、基金協会に対する融資制度を設けまして、直ちに、代位弁済が基金の減耗につながらないというふうな制度の仕組みを考えたいわけでございます。したがって、そういう点からいへば、農家が借り入れ金を不幸にして返済できない、そういう事態になれば、今回の保証制度の改正によつて、かなりその点の改善には役立つというふうにも私は思つておるわけでありす。

第二点の、従来借りておりましたものの延滞、履行がしにくいといったような問題に対する対処策でありますけれども、確かに階層により、あるいは地方によつて、そういう借り入れ金の返済が困難だといったようなところも、御指摘のようになります。それを把握しているわけではありませんが、そういう問題をあらうかと思ひますが、それをいまい何らかの制度的な金融を創設することによつて解決をする必要があるかどうか。私も従来やつておりますのは、それぞれ個別の地方なり農家に対しては、履行期を延期する、いわゆる償還期限の緩和といったようなことを行なつております。それからまた、自創資金をもつと貸し出すということが、そういった借り入れ金の有利な運用ということに役立っているというふうにも思つておるわけでありまして、そういうふうな従来の対策をもう少し実態に即するように運用をしていくということによつて、当面は対処していきたい。御指摘のような点については確かに一つの御見解でございますから、われわれとしても、実態とのかね合せて研究を深めさせていただきたい、こういうふうにも思ひます。

○足鹿委員 私指摘したことはお認めになつた。そこで、今度できる危険分散の中央の協会です。それを運用してやるんだとか、あるいは自創資金を出して転貸をして緩和をするんだとか、現行のあらゆる手段を通じて、少なくともせつかく手をつけたその経営を放棄したり、縮小したり、あるいは生活を思い切つて縮小する、あるいは経営財産を処分するといったような最悪の事態にならないように、あなた方は最善の措置をとられる必要があると私は思う。農協が運営に行き詰つたときには再建整備というものができて、連合会のときには経営再建整備という法律ができておる。農業経営自体がいま言ったような危機に直面しておるわけですから、経営再建という名称が適当であるかどうかは別として、そういった構想をひとつ検討して、旧債の借りかえもそこなことでなしに、堂々とこの際検討してもらいたい。

いま一つは、それとあわせて、先ほどからもくどいように述べたけれども、これは政務次官に、いま申し上げておるこの二点は、少し高い角度から御答弁願ひたいのですが、公庫資金の返済を一時ストップする、そしてこの単協プロパーの金利の割に近い、あるいは一割前後のものをまず返済する、これは制度金融とは直接の関係のない問題になると思ひますが、高金利のものをとにかく始末して、そして公庫はその間待ってもらう、こういう行き方は現実の問題として私は可能だと思ひますが、あなた方の行政指導でも、後者の場合は

私は可能だと思ひます。それを公庫当局に十分検討を命ぜられ、あなた自身も御善処になる必要があると私は思ひますが、これは政務次官いかがでしょうか。

○飯谷政府委員 経営転換のための一つの金融の制度的な面の御提案であります。確かにこれは御意見として十分傾聴できると思ひますし、研究しなければならぬ問題だと私も思つておるわけでございます。ただ、先ほど局長も申しましたように、現在の段階において自創資金の貸し出し、あるいは貸し出し期限の延伸といったこと、地域的にはやつておるわけでございますが、これをさらに強化充実をいたしまして、その目的を達成せしめるように現段階では努力をいたしてまいりたいと思つておるわけでありす。

金融公庫の支払いを一時ストップという問題であります。これは現実には金融公庫の貸し出しを進めているその途中で、旧債のものを一切ストップするということは、そう簡単な問題ではない、容易な問題ではないというふうには私に感じておるわけでありまして、これは直ちにそれを右する左するところで御返答申し上げることは、なかなか大きな問題だと思ひますが、ひとつ私も十分に研究させていただきたいと思ひます。

○足鹿委員 私は非常に無理なことを言つておるつもりはないと思ひます。これはある程度検討してもらへば、処理ができる一つの暫定措置ではないかと思ひますので、ひとつ十分検討するということでありまして、本気になつて検討してもらいたいと思ひます。これは課題として提案を申し上げておきたい。

なぜ私がそういうことを言うかと申しますと、これはある県の実態を調べたものであります。酪農の場合、専業で七頭、これの四十年の借り入れ金の残高が百八十八万一千三百円、それで四十年に幾ら返すかという、五十九万二千四百円、その内訳は、制度資金の元金が十七万四千六百円、金利が四万八千円、合計して二十一万五千四百円ということになる。それから農協の貸し付けが元金

三十五万一千円、金利が二万五千七百円、計三十七万六千七百円というのがある。営農の貸し越しの場合は二銭六厘程度でいいのですが、延滞利息となると大体三銭一厘ですね。ですから、この農協貸し付けの分は、もっと金利がかさんでくると思ひます。もっとこまかい数字はたくさん持っておりますが、くどくなりまうから、省略いたします。とにかくそれが四十年がピークで、四十一年からだんだん少なくなつてきまして、四十四年の借り入れ金の残高が二十二万五千七百円となり、元利償還額が六万七千九百円、これは制度資金だけで、元金が五万九千三百円、金利が八千六百円、計六万七千九百円となる。これを最低としてこれが償却を完全に行なうということになりますと、借り入れ金残高が合計十六万六千四百円、元利償還額が百十五万六千六百円ということになる。この内訳は、制度資金が元金が六十六万三千九百円、金利が十一万五千五百円、計七十七万九千四百円ということになる。農協の分が元金が三十五万一千円、金利が二万五千七百円、計三十七万六千七百円ということになります。そこで、問題が出てくるのは、それではこの農家の所得は一体どうかということを見ますと、要するに、専業で七頭の酪農をやつておるこの農家の所得は四十八万六千六百円です。四十年の元利償還の五十九万二千円には遠く足らぬです。

そういう数字が出ておるのです。これは重大な問題です。だから、私は先ほど指摘しておるようなことを言わざるを得ない。決して私はいいかげんな想定に基づいておるものではないということをご指摘しておきたい。そこで、やむなく、農協の貸し付け分の三十七万六千七百円は全額借りかえの手続をするということになるようでありす。制度資金の元利二十一万五千四百円を全部返却すると、もう生活がでない。償還が四十年から四十二年が最も大きくなって、多頭飼育の見通しがついたとたんに、ようやく経営の見通しがついたとたんに、今度は償還に追われて、転落自滅の道をたどらざるを得ない、これが実態です。あなた

方は選任の拡大だといって、かねや太鼓で奨励なさった。すべてとは言いませんが、もうこれはれっきとした資料がありますから、あとでお目にかけますが、こういう状態なんですよ。これを憂えずしてどうしたらいいのです。

養鶏の場合を申し上げます。養鶏の場合は、四十一年の借入れ残高が二百四十七万三千三百円、元利償還額が九十一万一千二百円、この内訳は、制度資金が元金五万二千二百円、金利が七万四千円、計十二万二千六百円。農協の貸し付けが元金七十一万七千六百円、金利が七万一千円、計七十八万八千六百円ということになりました。これも四十一年までを見ると、元利償還が四十一年が九十一万一千二百円、四十一年が三十三万五千五百円、四十一年が三十六万六千七百円となって、一番ここで危機状態に追い込まれてくる。これは養鶏も酪農と同様なことが私は言えると思うのです。だから、約定どおり償還すれば、経営はめっちゃなってしまう。そういう状態です。あなた方は総合農政局なんというものをつくって、きめのこまかい農政をやると言っておるが、こういう状態をもっと調べなさい。屋上屋を架すような農政局をつくられて、あなた方がほんとうにきめのこまかい農政をなさるならば、全部に命じてそういう資料を集めて、そして本気の対策を講ずる重大な段階がきたと申し上げて差しつかえないと私は思います。

ある県の乳牛一頭当たりの負債は、成牛で二十万六千円、これに対して中金の投資限度は十四万円です。養鶏の場合は、一羽当たり負債が千三百五十円という数字が出ておるのです。養豚の場合を申し上げますと、一頭当たり二万三千円、これに対して中金の投資限度は一万七千九百二十円、いずれも中金の基準よりかなり高いものが事実としてあらわれてきております。これも矛盾だと私は思うのです。だから、ここ三カ年間というものは非常に重大な段階がくる。

そこで、代位弁済の危険分散程度、中央の信用保険協会の程度のもので始末がつくつかぬか。

もう破綻したものは救うことはできませんよ。その日に至るといふことを想定して、これに手を打っていく。だから、あなた方が今度中央の協会をつくられて危険分散をされる、代位弁済を案にやるという構想が効を奏すれば、私は、ある程度これは緩和できると思います。いままでの県の農業信用保証協会の運営、これに今度新しくできるもので、はたして解決がつくかどうか、私は心配をいたします。私の心配が杞憂に終わればけっこうです。しかし、現実にあられたときには、選任の拡大はこれまた破綻だ、そういう重大な段階だと私は思うのです。政務次官、これは架空の議論ではありませんので、正確な資料に基づいて私は申し上げておるのであります。この重大な問題に対して、先ほどあなたはなかなかむずかしいとおっしゃった。しかし、検討はするとおっしゃったが、この事実をよく記憶にとどめていたでいて、早急に真剣な対策をお講じ願いたい。このことを重ねて申し上げておきたいと思ひます。が、くどいようですけれども、いま一度御所見を承っておきたいと思ひます。

○仮谷政府委員 たいへん具体的な数字で、現実の問題として取り上げられたわけでありますが、そういう実態が十分に把握できていないところ、一つの問題点があると思うわけでありまして、ただいまの御意見のように、十分に実態をまず把握したいと思ひます。そうして今度提案をしておるいわゆる協会の運営とも相まみまして、最善を期していかねければなりません。先ほど同時に、ただいまのお説につきましては、先ほど申し上げましたように、今後ひとつ十分に研究をし、これについての検討を続けていかねければならぬ、こういう考え方を持っております。

○足鹿委員 ぜひ御善処願いたいと思ひます。一通り経済局長に質問をして、あと農芸局と農地局にお尋ねをいたしますが、ついででありますので、関連して農業後継者育成資金について伺っておきたい。これはかなりの資金需要があると聞いております。この制度ができたときに、全国の

後継者をもって任ずる人々は非常に期待をした。ところが、ふたをあけてみたら、一県に五、六人というふうなことで、だいぶ失望した事例もあります。これは農免道路の農業用ガソリン税の分をまた入れて、若干ふやしておられますが、そのふやしたことが悪いというのじゃないのです。悪いのじゃないです。まあ、これは雨夜の星といいますが、雨天のときに星をさがすようなもので、この資金を借りるのは富くじを引くようなものです。しかも償還にあたっては、据え置き期間がないから、翌年から戻さなければならぬ。こういうばかんなことがありまして、名前は後継者育成資金だなんて大看板をかけて、そしてその資格者はきわめて少ない。翌年からもう戻さなければならぬ。これに対して県の行政当局はほとんど困っておるのです。だから、知事なりその他でやはり心配をする人は、県で利子補給をしておる。一年間ないし二年間の事実上の償還延期の策を講じておるところはざらです。こんなばかんな制度がありますか。後継者育成資金なんという、いわゆる次の農業経営をしようとして立つ人々に対して、こんな看板倒れの中身であり、資金の性格からいって、当然三年ないし五年の据え置き期間を私は設けるべきだと思うのです。どうですか、この点については多くを申し上げますが、そのものずばりでひとつしかりした御答弁を願いたい。

○和田(正)政府委員 ただいま御指摘がございました後継者育成資金につきましては、御承知のように、中身が二つございまして、特に部門経営の開始資金が全体の九十九%ぐらいの実績を占めておるわけでございますが、現在は貸し付けを受けておると、翌年の最初から返さなければいかぬことになっております。御指摘の点につきましては、最近府県知事その他からも強い要望がございますので、現在、据え置き期間を設けることがございますように大蔵省等と検討をいたしておる段階でございますが、御指摘のような問題がございますので、私どもとしては、四十一年度からそういう据

え置き期間が設けられますような方向で、現在善処をいたしておるところでございます。

○足鹿委員 どういう案で折衝していますか。そんなことまで一々大蔵省と折衝しなければ実現できぬですか。これは政策上の問題ですよ。しかも後継者をつくるという大義名分の上からいって、いまになって検討するということ自体が手おくれだと思ひますが、手おくれであつてもやらぬよりましだ、それはけっこうですが、どういう案で交渉していますか、そしていつからそれは実現しますか。

○和田(正)政府委員 大蔵省と交渉をいたします理由は、償還で返ってまいりますものが、その返ります年に新たに貸し付けの財源の一部に回るわけでございますので、据え置き期間を置きますことが、来年度以降の貸し付け金の計画を立てます場合の一つのファクターになるわけです。そういう意味で大蔵省ともよく打ち合わせをいたしておきませんと、来年度以降貸し付けワケを逐次広げたいということを私どもとして考えておりますので、そういう点で大蔵省と話し合いをいたしておるわけでございます。

内容はどうかというお話でございましたが、まだ最終結論に到達をいたしておりませんので、細部にわたりますしては御猶予をいただきたいと思ひます。

○足鹿委員 御猶予をせよということですが、私がいま指摘したように理解していいですか。私がいま指摘した程度のものを期待してよろしいですか。

○和田(正)政府委員 いま足鹿先生が御指摘になったのは、たしか三年とか四年とかいうふうにおっしゃいましたが、貸し付けを受けます経営の内容によつていろいろの違いがあると思ひますが、そう必ずしも一律にはまいたらないと思ひますが、できるだけ据え置き期間が現実的にできますように善処をいたしたいと思ひます。

○足鹿委員 見込みがありますか。大蔵省とやってみたらいけぬだったというふうなことでは困る

ですからね。念を押しておきます。

○和田(正)政府委員 私どもとしては、据え置き期間を設置することがどうしても必要であるという立場で交渉をいたしております。

○足鹿委員 政務次官、これは大事な問題ですから、ひとつあなたの政治力を投じて、きちんと実現するように御努力をお願いしたいと思います。いかがですか。

○飯谷政府委員 後継者資金の問題は、確かにおっしゃるとおりです。私も同感です。そういう考え方のもとに私どもも努力を続けてまいっております。その中で、せつかくの資金がほんとうに生きて効果をあらわすようにしなければならぬ。これは県知事の要望もあることは私も十分承知をしております。したがって、本年度の予算編成の場合におきましても、この問題は強く押し出したわけでありまして、何さま全部無利子というところでございまして、ほかの資金と若干性質も違っておりまして、そういう問題で十分な詰めができて今日に至っていることは、私ども残念だと思っております。したがって、据え置き期間をあるいは三年にするか、四年にするかという問題であります。いまわれわれもいろいろ折衝いたしておりますが、でき得る限りひとつ御期待に沿えるような線で努力をしていかなければならぬ、かように思っております。

○足鹿委員 私は後継者資金を言っているのです。少し急ぎますから、ぜひひとつ来年度から実現するように全力をあげてもらいたいと思っております。

それから、これは経済局長に尋ねますが、最近生鮮食料品等の流通問題がやかましくなっております。これに対して、たとえば農協なら農協、あるいは他のいわゆる公益機関、特に営利を追求しない農協がやる事例が方々に出てきております。これに対して大臣指定の融資対象にするような運営はつかぬものですか。これはあなたたちは流通問題をいろいろ論議されるけれども、こういった

生産者がみずからの力で流通部門に努力をしておる事例がだんだん出てくるし、それはいいことだと私は思うのですが、公庫の業務方法書の中に一定のファンドを設けて借りてもけっこうでなし、大臣指定でこれはおやりになってもけっこうだと思ひますが、いまの場合はその道が閉ざされておる。何らかの措置を講じられる必要があると思ひますが、この点いかがでありますか。

○森本政府委員 農林漁業金融公庫の貸し出しの種目の中に共同利用施設という種目がございまして、この種目で、農協あるいは農協連合会が御指摘のような青果物の販売施設をつくるという際には、すでに融資対象としておりますので、申し込みがあれば、審査の上貸し出しができると思ひます。

○足鹿委員 私は、数年前から、この問題でべん委員会でも発言したことがあるのですが、どうもうまくいかないために、農林中金にやってくれ、こういうふうにするのです。それはやはり長期融資ということにならぬ、金利も高い。だから、いまおっしゃったことを私も承知いたしますが、ぜひそういう指導をして、そうして実現されるように御配慮をわづらわしておきたいと思ひます。

それから天災資金について、これもやはり私は不合理な点があると思うのですが、この天災資金の貸し出しに対して、半額は自治体が保証することになっていることは御承知のとおりですね。にもかかわらず、担保物件をとるという制度が行なわれておる。天災資金です。これはどうかと思うのですが、これはよくわかりませんが、違法行為ではないでしょうか。自治体が保証しておるものに対して担保をとる、これは一体どういう趣旨のものであるか、これをひとつ解決していくべきものだと思ひます。天災資金ですからね。だから、この点について担保問題をひとつ解決してもらいたい。

ついでに、担保の問題で、これは農協に対する指導であります。自創資金の場合でも、その他

の場合でも、担保物件の制度をやめるか、事実上においてこれは制度金融のときには、私どもは、現在の農地法からいって、これを担保にするということについては疑義があるので、公庫の業務方法書の中でこれをうたうということで、この制度をつくるときに話し合った経験を持っております。その評価額が非常に低い。したがって、借りようとする者にとって期待を裏切るといふ事態がある。あまり物件の評価額を上げるといふことは、またこれは問題があり、限度があると思ひますが、二・七倍という声が地方ではあるのです。この点についてどのようにお考えになっておりますか。担保関係であります。

それから、これはどの制度ということではありませんが、大体いまの運営を見ておきますと、資金によつては、担保物件を取った上にさらに保証人を取るのです。そんなことでとてもじゃないがめんどうくさくて借りられない。また借りても非常に窮屈だ。いずれか一つにしたらどうか。全然無担保というわけにもいかぬし、保証なしということもいかぬでしょうが、山一証券にはずいぶん寛大な融資をしておられる政府のことですから、あれは信用があるからやられたのか、ないからやられたのか、私よくわかりませんが、とにかく担保を取った上に保証人を取るなんて、そんなことがありませんか。どっちゃんに一つにしないさい。この担保関係三つ、御答弁願ひたい。

○森本政府委員 まず天災資金の問題でございしますが、天災資金のほうは、従来から担保を取らないように指導を実はしてきておるわけでありまして、ただ、あるいは具体的な事例をお持ちのようかとも思ひますが、そういう点がございしますれば、われわれのほうとしても、いままでの指導方針とは違ふわけでありまして、そのようなことのないように今後十分指導に心がけていきたい、そういうふうには思ひます。

それから二番目の、公庫の融資をいたします際の担保評価の話ですが、ことに農地の担保評価の掛け目の問題ですが、これは御指摘のように、従

来担保評価の掛け目が実態から著しく低過ぎるといったようなことがございまして、すでに四十年程度から、従来農地の時価の五割までというふうなめどで評価をしておったわけですが、それを八割まで引き上げるというふうなことで、すでに実行をいたしておるわけでありまして。

それから三番目の、担保と保証人を併用するといふ問題でございしますが、御指摘のように、担保と保証人をダブって徴収するといふことは、事務上も複雑でございまして、担保を提供するほうでもめんどうなことであらうと思ひますが、やはり一応の保証なり担保を取って貸し出しをするといふことになっておりますから、できれば一つのものに限定するようなことにしたほうがいいと思ひますけれども、担保価値が一つでは十分まかなえないといったようなことも実情からあらうと思ひます。そういうものを全然やめしろというわけにもまいりませんけれども、先ほども申し上げましたようなことで、借りるほうにも貸すほうにもめんどうなこととございしますから、なるべく簡素な形で担保を要求するように指導をしていきたいと思ひます。

○足鹿委員 これは行政指導で徹底することです。から、私がいま指摘した点は、みんな事実に基づいておるのですから、強く御指導になって、成果があがるように期待をいたしますが、政務次官におかれても、農林省として力を入れるという旨の御言明をいたしておきたいと思ひます。

○飯谷政府委員 おっしゃるとおりで、もちろん善処をいたします。特に担保の問題は、天災資金の場合は大体現実には保証人だけでやっております。われわれはそういうふうには思っておったのですけれども、何か特別な例外があるかもしれせんが、そういう方針を進みます。

○足鹿委員 今度は園芸局長に問だけ申し上げますが、最近農林省の機構改革で園芸局というものができて、あなたは二代目の局長さんですか、農業改良資金に関連して伺っておきたいのですが、技術導入資金の対象に葉たばこの苗床用の

ビニールハウスが入っておられぬ。これは専売公社が葉たばこは指導しておるのだから農林省は知らぬわいでは済まぬと私は思うのですが、県によつてはこれは米に次ぐものですよ。しかも私は、この間、北陸からずっと山陰方面をいろいろな会合で歩いてきて、あの地帯における要望を聞いてみると、最近葉たばこが非常にふえておる、ぜひこれを対象にすべきだということを熱心に言っております。あなたのところには特産課というものがあつたけれども、たとえ所管が大蔵省であつても、専売公社であつても、たばこをつくつたり、野菜をつくつたり、稲をつくつておる農家は一つです。行政官庁のなわ張りや問題が不利になつたりすることは、まことに不合理だと私は思うのです。蔬菜なんかの場合は、盛んにこれをやつてある程度成果をあげております。調べてみますと、苗床用のビニールハウスの反当必要資金は、多段式、積み重ねていくのがあるのだそうです。鉄骨じゃありませんよ。竹でやつたものなんです。ところが、多段式は非常に努力を要するし、管理運営にもなかなかむづかしい。あつちへ向けたりこっちへ向けたりしなければならぬ。そういうことがあつて、どうしても耕作者は平面式のビニールハウスを希望しておる。そうしますと、反当三倍以上の費用がかかる。いま日本における葉たばこ耕作者の耕作の問題は非常に重要な問題になつてきておる。特に山村の水田農作地帯、あるいは砂丘地帯方面にどんどん入つてきておる。それが技術導入資金の対象になつてない。まことに私は不可思議なことだと思つたのです。公社と話し合つたことがありますが、どうですか。

○小林誠政府委員 突然のお尋ねでございまして、私まだこの点について勉強をしておりません。公社とそういう意味で話し合つた覚えがまだないのでございまして。この問題につきましては、技術導入資金の關係は主管が農政局長でございまして、特産物として、これは主として栽培のほうは公社のほうで指導しておるのでございまして。

○足鹿委員 農政局の所管になるのですか。しかし、特産課というものをあなたは持つておられるので、だからそれを指導奨励の意味から、あなたも必要は認めますね。

○小林誠政府委員 まだ私初めての質問でございまして、必要性の有無につきまして、いまこゝで意見を持つていませんので、検討させていただきます。

○足鹿委員 あなたは必要を認めますかというのを聞いていますので、農政局長として、内容につきましてよく調査いたしまして、その上で農政局長と相談したいと思つた。

○足鹿委員 これは所管が違つたから、あなた方がこゝで言明されぬといふことは、その苦衷のほどはわかりません。だけれども、山陰や北陸の積雪寒冷地帯において、耕作者がこれは多年にわたつて要望し、交渉しておる。そして都道府県の特産課長会議を、いわゆる葉たばこ關係が、連絡協議のために開くわけですが、その場合でも、もう結論は出て、全面的に必要だといふことを認めておる。これはあとで善処してもらいたいと思つたのですが、大事な問題だと思つたのです。政務次官、いかがでございませうか。

○飯谷政府委員 確かに、その問題は私も地方の關係者から陳情も受けておりますし、技術導入資金の必要なことも十分承知いたしております。ただ、施設關係の資金等は近代化資金で当然農林省のほうでやつておるわけですが、技術關係になりまして、御承知のように、これは専売公社のほうでやつておられまして、農林省とは全く關係がないという行き方になつておるものから、したがつて、その資金をどうするかといふことについては、いままで解決につく問題が

あつたわけでありまして。しかし、これはいつまでもそういうことを言つておる性質のものでもありませんし、何らかの形で解決をつけないければならぬといふことは、私も十分考へておりますから、關係局とも十分相談をいたしまして、方向をきめなければならぬ、かように思つております。

○足鹿委員 葉たばこをつくるのは農家ですからね。これはよく申し上げますまい。よく御検討になつて、この要望を……。きょう専売公社を呼んでおけばよかつた。これは私のミスです。

最後に、長々お待ちをいただいた農地局長にお尋ねをします。それで私の質問を終わりますが、今度、農林省は画期的な二兆六千億、十カ年の土地改良長期計画なるものを策定されました。この大臣は鼻をうごめかしながら、画期的な政策だと言つておつた。大蔵大臣がああいうことを言うのはよほど自信があるらしいのですが、この計画その他のこまかい点については、私は別な機会があるかと思つたので、きょうは触れません。ただ、従来までの補助率が低いために、補助残融資が多額に必要な。したがつて、その金利等で農民の負担が非常に過重になつて、一生懸命事業の認可を受けたが、今度は負担の問題でつまづくという傾向は各地に出ておりますし、いままでに事業を行なつたところにおいては——わが党が前に土地改良区の再建整備法というものを出して、ほとんど成立寸前までいったのに、これはいまだに実現しておりません。非常に遺憾ですが、いざにいたしまして、各地で問題になつておる。問題になるというところは、あなた方がどんなに計画を立てられても、その実現性が乏しくなるといふことですよ。政策の実行が不可能になるといふことを意味するから、私は何うわけですが、どれくらい負担がかさむかといふことを御調査になつておると思つたが、念のために、団体營の事業が三年一五年、県營で七年ないし十四年、国營がそれ以上といふことに完工期がなつてゐる。それがみんなずれる。早期完工なんといふこと

は、實際できておられぬ。ますます困るのでですね。国庫補助も、団体營については四〇ないし四五、県營は五〇以上、今度県費補助の制度が認められましてから、少しはよくなった。構造改善も七割だ。国營は六〇、特定土地改良区は五八割と承知しておりますが、どうしてこんなに区別をされるのか、私もにはわかりません。ひとつ、これは新潟県のある土地改良区でありまして、二千四百四十六町歩、国營、県營かん排、部分的に団体營の土地改良区が五地区あるところでありまして。そう言へば、あなたはあつたと思つてしまふ。三十八年度に千二百六十万円借りておる。この元利合計償還額が二千九百八十八万九千七百七十五円になる。驚くなけれ、利息は八百三十三万八千九百七十五円です。これは県營部分です。今度三十九年度の県營の補助残の借り入れ金が七百八十一万円、元利合計償還額が千二百九十六万一千八百七十五円、利息がこれまた五百五十五万一千八百七十五円といふことになる。こゝまできて済むかといふと、まだこの次には団体營がこれに重なつてくるわけですよ。とにかく、六分五厘の補助残融資で、しかも補助残の八割しか融資がない。あとの二割は個人負担か、農協その他から借りますから、とにかく二年据え置き十六年償還で、元金と利息が一緒になる。これは水田の場合ですが、畑かんの場合をとつてみましょう。これは鳥取県のある地域の二百二十六町歩の畑かん事業であります。三十五年の県營補助残が四百二十八万円、元利合計七百三十二万七千七百円、利息が三百四十七万七千七百円、これもほとんど元金にひとしい利息を取られておる。借り入れ条件は、三年据え置きの十七年賦で六分五厘であります。これは県營です。この団体營の補助残の元金が千九百九十四万円、利息が七百三十一万八千六百二十円、元利合計千九百九十二万五千八百二十円、借り入れ条件は、三年据え置きの十六年賦で、利息六分五厘でいつてこれですよ。このほかに、付帯事業として

もつとも、米、麦、雜穀以外の生産につきましては、團芸局も關係はあるわけでございますけれども、その点につきましては、後刻いま申されました御趣旨につきまして、農政局長とよく話し合つてみたいと思ひます。

○小林誠政府委員 まだ私初めての質問でございまして、必要性の有無につきまして、いまこゝで意見を持つていませんので、検討させていただきます。

○小林誠政府委員 その点につきましては、内容につきましてよく調査いたしまして、その上で農政局長と相談したいと思つた。

○足鹿委員 これは所管が違つたから、あなた方がこゝで言明されぬといふことは、その苦衷のほどはわかりません。だけれども、山陰や北陸の積雪寒冷地帯において、耕作者がこれは多年にわたつて要望し、交渉しておる。そして都道府県の特産課長会議を、いわゆる葉たばこ關係が、連絡協議のために開くわけですが、その場合でも、もう結論は出て、全面的に必要だといふことを認めておる。これはあとで善処してもらいたいと思つたのですが、大事な問題だと思つたのです。政務次官、いかがでございませうか。

○飯谷政府委員 確かに、その問題は私も地方の關係者から陳情も受けておりますし、技術導入資金の必要なことも十分承知いたしております。ただ、施設關係の資金等は近代化資金で当然農林省のほうでやつておるわけですが、技術關係になりまして、御承知のように、これは専売公社のほうでやつておられまして、農林省とは全く關係がないという行き方になつておるものから、したがつて、その資金をどうするかといふことについては、いままで解決につく問題が

あつたわけでありまして。しかし、これはいつまでもそういうことを言つておる性質のものでもありませんし、何らかの形で解決をつけないければならぬといふことは、私も十分考へておりますから、關係局とも十分相談をいたしまして、方向をきめなければならぬ、かように思つております。

○足鹿委員 葉たばこをつくるのは農家ですからね。これはよく申し上げますまい。よく御検討になつて、この要望を……。きょう専売公社を呼んでおけばよかつた。これは私のミスです。

最後に、長々お待ちをいただいた農地局長にお尋ねをします。それで私の質問を終わりますが、今度、農林省は画期的な二兆六千億、十カ年の土地改良長期計画なるものを策定されました。この大臣は鼻をうごめかしながら、画期的な政策だと言つておつた。大蔵大臣がああいうことを言うのはよほど自信があるらしいのですが、この計画その他のこまかい点については、私は別な機会があるかと思つたので、きょうは触れません。ただ、従来までの補助率が低いために、補助残融資が多額に必要な。したがつて、その金利等で農民の負担が非常に過重になつて、一生懸命事業の認可を受けたが、今度は負担の問題でつまづくという傾向は各地に出ておりますし、いままでに事業を行なつたところにおいては——わが党が前に土地改良区の再建整備法というものを出して、ほとんど成立寸前までいったのに、これはいまだに実現しておりません。非常に遺憾ですが、いざにいたしまして、各地で問題になつておる。問題になるというところは、あなた方がどんなに計画を立てられても、その実現性が乏しくなるといふことですよ。政策の実行が不可能になるといふことを意味するから、私は何うわけですが、どれくらい負担がかさむかといふことを御調査になつておると思つたが、念のために、団体營の事業が三年一五年、県營で七年ないし十四年、国營がそれ以上といふことに完工期がなつてゐる。それがみんなずれる。早期完工なんといふこと

は、實際できておられぬ。ますます困るのでですね。国庫補助も、団体營については四〇ないし四五、県營は五〇以上、今度県費補助の制度が認められましてから、少しはよくなった。構造改善も七割だ。国營は六〇、特定土地改良区は五八割と承知しておりますが、どうしてこんなに区別をされるのか、私もにはわかりません。ひとつ、これは新潟県のある土地改良区でありまして、二千四百四十六町歩、国營、県營かん排、部分的に団体營の土地改良区が五地区あるところでありまして。そう言へば、あなたはあつたと思つてしまふ。三十八年度に千二百六十万円借りておる。この元利合計償還額が二千九百八十八万九千七百七十五円になる。驚くなけれ、利息は八百三十三万八千九百七十五円です。これは県營部分です。今度三十九年度の県營の補助残の借り入れ金が七百八十一万円、元利合計償還額が千二百九十六万一千八百七十五円、利息がこれまた五百五十五万一千八百七十五円といふことになる。こゝまできて済むかといふと、まだこの次には団体營がこれに重なつてくるわけですよ。とにかく、六分五厘の補助残融資で、しかも補助残の八割しか融資がない。あとの二割は個人負担か、農協その他から借りますから、とにかく二年据え置き十六年償還で、元金と利息が一緒になる。これは水田の場合ですが、畑かんの場合をとつてみましょう。これは鳥取県のある地域の二百二十六町歩の畑かん事業であります。三十五年の県營補助残が四百二十八万円、元利合計七百三十二万七千七百円、利息が三百四十七万七千七百円、これもほとんど元金にひとしい利息を取られておる。借り入れ条件は、三年据え置きの十七年賦で六分五厘であります。これは県營です。この団体營の補助残の元金が千九百九十四万円、利息が七百三十一万八千六百二十円、元利合計千九百九十二万五千八百二十円、借り入れ条件は、三年据え置きの十六年賦で、利息六分五厘でいつてこれですよ。このほかに、付帯事業として

もつとも、米、麦、雜穀以外の生産につきましては、團芸局も關係はあるわけでございますけれども、その点につきましては、後刻いま申されました御趣旨につきまして、農政局長とよく話し合つてみたいと思ひます。

○小林誠政府委員 まだ私初めての質問でございまして、必要性の有無につきまして、いまこゝで意見を持つていませんので、検討させていただきます。

○小林誠政府委員 その点につきましては、内容につきましてよく調査いたしまして、その上で農政局長と相談したいと思つた。

○足鹿委員 これは所管が違つたから、あなた方がこゝで言明されぬといふことは、その苦衷のほどはわかりません。だけれども、山陰や北陸の積雪寒冷地帯において、耕作者がこれは多年にわたつて要望し、交渉しておる。そして都道府県の特産課長会議を、いわゆる葉たばこ關係が、連絡協議のために開くわけですが、その場合でも、もう結論は出て、全面的に必要だといふことを認めておる。これはあとで善処してもらいたいと思つたのですが、大事な問題だと思つたのです。政務次官、いかがでございませうか。

○飯谷政府委員 確かに、その問題は私も地方の關係者から陳情も受けておりますし、技術導入資金の必要なことも十分承知いたしております。ただ、施設關係の資金等は近代化資金で当然農林省のほうでやつておるわけですが、技術關係になりまして、御承知のように、これは専売公社のほうでやつておられまして、農林省とは全く關係がないという行き方になつておるものから、したがつて、その資金をどうするかといふことについては、いままで解決につく問題が

あつたわけでありまして。しかし、これはいつまでもそういうことを言つておる性質のものでもありませんし、何らかの形で解決をつけないければならぬといふことは、私も十分考へておりますから、關係局とも十分相談をいたしまして、方向をきめなければならぬ、かように思つております。

○足鹿委員 葉たばこをつくるのは農家ですからね。これはよく申し上げますまい。よく御検討になつて、この要望を……。きょう専売公社を呼んでおけばよかつた。これは私のミスです。

最後に、長々お待ちをいただいた農地局長にお尋ねをします。それで私の質問を終わりますが、今度、農林省は画期的な二兆六千億、十カ年の土地改良長期計画なるものを策定されました。この大臣は鼻をうごめかしながら、画期的な政策だと言つておつた。大蔵大臣がああいうことを言うのはよほど自信があるらしいのですが、この計画その他のこまかい点については、私は別な機会があるかと思つたので、きょうは触れません。ただ、従来までの補助率が低いために、補助残融資が多額に必要な。したがつて、その金利等で農民の負担が非常に過重になつて、一生懸命事業の認可を受けたが、今度は負担の問題でつまづくという傾向は各地に出ておりますし、いままでに事業を行なつたところにおいては——わが党が前に土地改良区の再建整備法というものを出して、ほとんど成立寸前までいったのに、これはいまだに実現しておりません。非常に遺憾ですが、いざにいたしまして、各地で問題になつておる。問題になるというところは、あなた方がどんなに計画を立てられても、その実現性が乏しくなるといふことですよ。政策の実行が不可能になるといふことを意味するから、私は何うわけですが、どれくらい負担がかさむかといふことを御調査になつておると思つたが、念のために、団体營の事業が三年一五年、県營で七年ないし十四年、国營がそれ以上といふことに完工期がなつてゐる。それがみんなずれる。早期完工なんといふこと

は、實際できておられぬ。ますます困るのでですね。国庫補助も、団体營については四〇ないし四五、県營は五〇以上、今度県費補助の制度が認められましてから、少しはよくなった。構造改善も七割だ。国營は六〇、特定土地改良区は五八割と承知しておりますが、どうしてこんなに区別をされるのか、私もにはわかりません。ひとつ、これは新潟県のある土地改良区でありまして、二千四百四十六町歩、国營、県營かん排、部分的に団体營の土地改良区が五地区あるところでありまして。そう言へば、あなたはあつたと思つてしまふ。三十八年度に千二百六十万円借りておる。この元利合計償還額が二千九百八十八万九千七百七十五円になる。驚くなけれ、利息は八百三十三万八千九百七十五円です。これは県營部分です。今度三十九年度の県營の補助残の借り入れ金が七百八十一万円、元利合計償還額が千二百九十六万一千八百七十五円、利息がこれまた五百五十五万一千八百七十五円といふことになる。こゝまできて済むかといふと、まだこの次には団体營がこれに重なつてくるわけですよ。とにかく、六分五厘の補助残融資で、しかも補助残の八割しか融資がない。あとの二割は個人負担か、農協その他から借りますから、とにかく二年据え置き十六年償還で、元金と利息が一緒になる。これは水田の場合ですが、畑かんの場合をとつてみましょう。これは鳥取県のある地域の二百二十六町歩の畑かん事業であります。三十五年の県營補助残が四百二十八万円、元利合計七百三十二万七千七百円、利息が三百四十七万七千七百円、これもほとんど元金にひとしい利息を取られておる。借り入れ条件は、三年据え置きの十七年賦で六分五厘であります。これは県營です。この団体營の補助残の元金が千九百九十四万円、利息が七百三十一万八千六百二十円、元利合計千九百九十二万五千八百二十円、借り入れ条件は、三年据え置きの十六年賦で、利息六分五厘でいつてこれですよ。このほかに、付帯事業として

もつとも、米、麦、雜穀以外の生産につきましては、團芸局も關係はあるわけでございますけれども、その点につきましては、後刻いま申されました御趣旨につきまして、農政局長とよく話し合つてみたいと思ひます。

○小林誠政府委員 まだ私初めての質問でございまして、必要性の有無につきまして、いまこゝで意見を持つていませんので、検討させていただきます。

○小林誠政府委員 その点につきましては、内容につきましてよく調査いたしまして、その上で農政局長と相談したいと思つた。

○足鹿委員 これは所管が違つたから、あなた方がこゝで言明されぬといふことは、その苦衷のほどはわかりません。だけれども、山陰や北陸の積雪寒冷地帯において、耕作者がこれは多年にわたつて要望し、交渉しておる。そして都道府県の特産課長会議を、いわゆる葉たばこ關係が、連絡協議のために開くわけですが、その場合でも、もう結論は出て、全面的に必要だといふことを認めておる。これはあとで善処してもらいたいと思つたのですが、大事な問題だと思つたのです。政務次官、いかがでございませうか。

○飯谷政府委員 確かに、その問題は私も地方の關係者から陳情も受けておりますし、技術導入資金の必要なことも十分承知いたしております。ただ、施設關係の資金等は近代化資金で当然農林省のほうでやつておるわけですが、技術關係になりまして、御承知のように、これは専売公社のほうでやつておられまして、農林省とは全く關係がないという行き方になつておるものから、したがつて、その資金をどうするかといふことについては、いままで解決につく問題が

あつたわけでありまして。しかし、これはいつまでもそういうことを言つておる性質のものでもありませんし、何らかの形で解決をつけないければならぬといふことは、私も十分考へておりますから、關係局とも十分相談をいたしまして、方向をきめなければならぬ、かように思つております。

○足鹿委員 葉たばこをつくるのは農家ですからね。これはよく申し上げますまい。よく御検討になつて、この要望を……。きょう専売公社を呼んでおけばよかつた。これは私のミスです。

非補助の借り入れ金がある。四百三十八万円、元利合計六百三十八万七千四百八十円、利息が二百万七千四百八十円、こういう状態です。大体六分五厘でこれです。補助残の全額借りたとしてもこれです。制度金融で全額借りられぬのですからね。これは矛盾ではないですか。どうしてそれをいっばいいっばい貸さないのか。しかも、この土地改良区というものは、計画したときの当初と実際の負担区域というものはみんな違うのです。この畑かんの場合、二百二十六町歩で計画を立てたが、実際の負担区域は百九十町歩に減っている。どこでもそうです。これは共通です。農地局長よく御存じのとおり。ですから、ますます個々の農家の負担が重なっていく。ですから、いいことはわかっておられるけれども、やれないというのが実情です。これは構造改善事業だつてそうですよ。これからいよいよ構造改善も償還が始まってきますが、これはたいへんですよ。そういう事態をあなた方は踏まえて、二兆六千億の長期十一年計画をこのままの条件でおやりになるのですか。やれっごありませんよ、そんなことは。ほかのほうへおおんぶるまいをしてやるものだから、何か農民にも兆のつく金をちょっと見せびらかすというふうにもとれる。二兆六千億という、ちょっと景気のいい数字ですからね。だけれども、実際は、農民負担がいま言ったようにかさんでついて回る。これはいいことはわかっておいても、やれませんか。しかも三年程度の据え置きがあるというところは、つまり、施行後その間は生産力が低下する。場合によっては石ころだけのたんぼができてきます。そういうところではもう何もつくれません。また客土もやらなければならぬ。とにかく県営でやっても国営でやっても、みんな農民負担がこれにくっついておられます。ですから、私はやれっこないと思うのです。何らかの条件を是正されない限り、砂上に楼閣を築くようなことだと思ふ。そう申し上げても私は過言でないと思ふ。

一体、この実態をどう解決されていく御所存でありますか。とにかく既設の土地改良区はもうろん

のこと、今後の処置も同時並行して解決されなければならぬ問題だと私は思ふ。しからざれば、農業近代化の基盤整備などといったってできっこない。これをあえて強行するならば、農民一揆が起きますよ。もう現に各地で深刻な事態です。事業の認可はおりました、調査設計も終わった、ところが、物価はどんどん上がっていくし、最初聞いておったことと話が違うというのがみんなそうですよ。そこで、各地で物議が起きておる。そうしてもう県庁に押しかけるとか、たいへんな騒ぎが各地で起きておる。これをどう処理されようとおるのか。二兆六千億の長期計画をどういう具体的な案によって裏づけをされていくとしますか。そのこまかいことは別の機会に私はまた申し上げますが、この内容を、いま私が指摘したような農民負担の増高をどういう形において軽減し、あるいは既設の土地改良区の苦しみを解消していく御所存でありますか。これは農林大臣がおいでになるときに私はしかと承りたい重大な問題だと思ふ。あなた方が二兆六千億などという膨大な計画を出しておる。なるがゆえに、私はこの問題は徹底的に追究をしたいと思つておりますが、とにかくこういうことではやれません。どうされる御所存でありますか。それをひとつこの際大和田さんにお尋ねをいたします。

○大和田政府委員　いま御指摘のように、土地改良関係で農民の負担が総体的に大きいということ、私は十分考えられると思ひます。それで、現在土地改良区は全国で一萬二千ほどございますけれども、そしてまた、土地改良関係で公庫から土地改良区が借りている金の残高が全体で八百三十億ほどございますけれども、そのうちで一年以上元利の延滞しているものが七億ちょっとこえるくらいでございます。それで、私も、土地改良区の負債の整理につきましても、経理の指導ばかりでは、ございませんで、土地改良区の実上の再建整備の形で種々の指導をやつてまいりまして、相当数延滞元利の問題が解消に向かいつつあるものがございます。ただ、そういう土地改良区の土地

改良関係の元利の延滞ということだけの問題ではなくて、土地改良区の負担が農業経営にどれだけの意味を持つか、したがって、私も現在取り組んでおります土地改良長期計画がはたしてできるかどうかということでございますが、私は率直に申し上げますと、今後の動きとして、農民の負担の適正化ということはやはりどうしても考えなければならぬと思ひます。現に昭和四十年年度の予算におきましても、相当な補助率のアップをいたしておりますし、四十一年度の予算におきましても、四十一年度以降完了する国営事業につきましても、償還期間を事業完了後十年を十五年に延長しております。私は、これはなかなか補助率なり負担率の是正ということとは時間のかかる問題で、そう簡単にはいかないと思ひます。第一、国営の事業でいいまでも、国費率が一般会計では六割で、県が二割で、農民の負担が二割という状態でございますし、県営の土地改良でいえば、国費が五〇％で、県が二五％追加して、農民負担が二五％ということでございますから、相当国なり県なりが力を入れて財政負担をしておりますことも、これも事実であると思ひます。それで私は、金利を引き下げるといふことも事実なかなかなむずかしい問題でありますけれども、金利あるいは補助残の融資率あるいは償還期間等をひくくする、長期計画を遂行する上に必要な措置を今後だんだんに講じてまいりたい。ただ、申し上げたいことは、そういういわばおせん立てが全部そろわなければ土地改良長期計画は無意味かという、私はそうは思ひませんので、いままでも土地改良を無計画にやっていたわけじゃありませんけれども、年々の予算で、ごしごし予算を毎年毎年取るだけで、非常に極端に言いますと、長期展望のもとに土地改良をやらなかったということではありせんけれども、十分明確な目標がなかったことに比べれば、私は、一応十年間で圃場整備でありますとか、あるいは基幹用排水施設、農用地の造成等等、相当思い切つた事業量を掲げて、政府全体を拘束して、それを遂行するために必要な措置をだ

んだんに講じていくという態度で、この問題に取り組んでしかるべきであらうというふうに思ひます。御指摘の点も私は非常によくわかりますので、簡単ではございません問題であることは、先生もよく御承知でございますし、それから、今後できるだけ機会をとらえて、農民負担の是正化、適正化につとめてまいりたいと思ひます。

○足鹿委員　そういう御答弁では私は納得できませんが、まあ時間もだいぶん経過いたしましたし、もうあまり長々と弁ずることも他の同僚の皆さんにも御迷惑をかけると思ひますので、くどくは申し上げません。別の機会に私はもっと追及をいたします。とにかく、先ほど来る私が述べたように、みんな借金農政ですよ。そういうことで一体日本農業がいわゆる近代化され——かりに近代化されたとしたって、それが所得増につながらない。そこに問題があるのです。ですから、もう、ここらあたりで大きな転換をしていかなければならぬ時期だと思ふ。少なくともこういう大きな問題に取り組む場合は、現状と将来の展望に立って、いわゆる審議会を設けるとか、衆知をもっと集めて、そしてその対策を立てるべきです。農政審議会にもこの計画はかかっておらぬと聞いておる。全く言語道断ですよ。しかも四十年からもう入つておる。しかし、あとになって改良すれば、四十年から入つて、この仕事の変つたものは、適及規定が適用が受けられない場合はまた損をしなければならぬ。そういうことばかりやっておる。それで、私は長期計画そのものをけなすわけではありせん。けっこうです。要はその内容です。私が指摘していることは、私はそう無理なことを申し上げておるつもりはございません。

その一例を申し上げますか。あなた方は一べん「市町村農政」の三十九号の十ページをお読みなさい。どういふことが載つておるか。とにかく宮城県、町村会長の佐々木さんという人が、社会党は全額すべて国庫負担でやれ、公費負担でやれ、こういうので、もうとても地方におると社会

党と戦いにならぬ、悲鳴をあげて、何とかひとつしてもらねばわれわれは困る、こういうことです。社会党が言っておるのではないですよ。全額負担は、もう学界でも、なかなか金融関係についても詳しい、そしてきわめて慎重な意見を吐く大内力博士も、これはもう最近の持論として強調しておられる。基盤整備は全額国がやるべきだ。そのやり方についてはいろいろ問題があるでしょうけれども、とにかく農民に負担をかけないのが妥当である、こういう結論であります。佐々木さんの言っておることを一応読んでみましょう。現行の国営の特別会計の土地改良事業のごとく、一応国費でやり、あとから完成後二割内外の額を長期で分割徴収するという方法等は、必ずしも予算をふやさなくとも、土地改良法の改正なり土地改良事業の指導運用の妙でやれるわけである。あるいは補助金を全額長期融資を認めるという方法もあると、こう言っております。要点は、現行土地改良区のようにまず国がやって、そして投資効果が上がって、土地の生産力が向上し、百歩譲っても農民が負担に耐えられる範囲内、私を言わしめるならば、反当千円が限界だと思ふ。私はそういう結論を持てているが、とにかくそういう思ふい切った構想をやらなければ、どうして二兆六千億の長期十カ年計画が完成できますか。少なくとも農政審議会にもかけ、さらにこの問題だけの専門の、土地改良その他農地関係の金融対策について、基本的な再検討なくして何ができますか。この佐々木さんの要望に対して、前農林大臣、現赤城政調会長は、お話しは私も全く同感であると言っております。二期にわたってつとめた前農林大臣です。それがたったこの間、公式の場で言っておる。「市町村農政」にちゃんとそれが載っている。ありませんか。だから、われわれ社会党が言っておる人がいまや世論の支持を受け、保守党の末端の行政に当たっておる人といえども、これではやれないということを客観的に証明しておるじゃありませんか。もっと構想を大きく、緻密に

検討されてしかるべきだと思う。私はこれ以上申し上げませんが、このような膨大な計画は、現状の融資制度や補助率、あるいは関連するやり方は達成できないと思ひますが、この長期計画をスムーズに進めていくということについて、少なくともこの問題について審議会等を経て、そうしてその完べきを期すべきである。要は農民負担の軽減に中心を置き、そうして工事のすみやかな完了をはかるべきであらうと私は思ひますが、その一点だけ――局長の御答弁だけでは、私はこれ以上申し上げません。少なくとも衆知を集めて、そして実行可能な裏づけをすべきだと思ふ。農政審議会にはかられることもけっこうでしようが、そのみでは私は足りないと思ふ。審議会を組織し、そしてこれには受益者代表も加えて、ほんとうに権威あるものをつくってもらいたい、かように私は思ふものであります。農林大臣がおいでになれば、別の機会に私はもっとまかく伺ひ、意見も申し上げ、御所見を承りたいと思ひますが、決して仮谷政務次官で私は不足ではございません。その手腕力量の上から申ししましても、私非常に敬意を表しておりますから、この問題については真剣なる御検討の要があると思ひますので、この際、御所見を承っておきたいと思ひます。

が、資金のいわゆる利子の引き下げはできません。そのかわりに、償還期限、据え置き期間の延長といったようなことで、本年は進むことに相なったわけでありますが、いづれにしても、そういう理想に向かって、一挙にいかなくても、一歩一歩近づけていく最善の努力をしなければならぬということとは、私どもも肝に銘じて承知をいたしておるわけでございます。したがしまして、これから先の長期計画の遂行にいたしまして、農政審議会等に十分はかり、必要があれば、具体的にそういった問題を十分に検討することも十分考えあわせまして、今後衆知を集めてこの問題の遂行に努力をいたしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○足鹿委員 それでは、私の質問は相当長時間にわたりましたので、本日はこれで打ち切りたいと思ひますが、長時間たいへん失礼いたしました。

○中川委員長 次会は来たる二十二日開会することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十九分散会